

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保(観光産業課)

村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設(フェリー等)等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1. 観光客・旅行者等の安全確保

1) 避難標識等の整備、普及

村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関(フェリー等)、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

3) 観光関連施設の耐震化促進

村及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2. 外国人の安全確保

村は、国際化の進展に伴い、本村に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

3. 観光危機管理体制の整備

1) 観光危機管理の普及、対策の促進

村及び県、観光関連団体等は、連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

2) 観光危機情報提供体制の整備

村は、国及び県、観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、村、県、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。